

## 第6回不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 議事概要

日時：令和4年12月16日(水) 14:00~16:30

場所：中央合同庁舎3号館6階 局議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### (1) 不法盛土への対処方策

- ・事務局より「資料2：不法盛土への対処方策」について説明後、以下のとおり質疑応答。

#### 【監督処分】

○「講ずる見込みがない」に該当するかの判断として、「命令を受けた者の意思を明確に表示させる」とあるが、具体的にどのような方法を想定しているのか。口頭にて是正する意思を示しているが、計画書未提出という状況が継続した場合は、「講ずる見込みがない」に該当するのか。客観的に履行期限までの是正が間に合わなくなるまで待つのか。自治体職員が判断に迷うことが想定されるため、ガイドラインには具体例を記載した方が良い。

⇒履行する意思がある場合は具体的な工程等を求めることを想定している。行政が作成した標準的な工事計画書を提示し、これに対する明確な反論がなかった場合に「講ずる見込みがない」と判断することが考えられる。指摘を踏まえてガイドラインの記載を検討する。

○廃棄物処理法では、社会通念上合理的に認定できる意思を客観的な事情から判断している。例えば、具体的な工事計画が作成されている場合や、業者との契約が進んでいることが確認できる場合は認定できるが、口頭で是正意思を示しているのみでは認定できないと整理している。盛土規制法においても、これらを踏まえて検討した方が良い。

#### 【改善命令】

○改善命令の内容について、ガイドラインで複数記載案を提示して、自治体が準拠できるものを提示した方が良い。

○改善命令において明らかに技術的基準違反が生じている場合、弁明の機会の付与の手続きを省略できるのか。

⇒検討する。

#### 【行政代執行】

○略式代執行における「過失がなく、確知できない」の判断について、第2順位、第3順位が相続放棄する可能性が想定されるが、その場合に相続財産管理人が対応するのか、あるいは、略式代執行に進むのか。流れを整理し、ガイドラインに記載した方がよい。

⇒検討する。

○相続人の第3順位まで調査せずに略式代執行に進んだ場合、議会等で納得してもらえるのか懸念が残る。

⇒危険性を考慮して、このような方法をとることも考えられるとガイドラインで紹介することを想定している。

○盛土規制法第20条第5項第3号を緊急代執行と記載しているが、行政代執行法第3条第3項に基づく緊急代執行は命令の手続きを踏む一方で、盛土規制法に基づく緊急代執行は命令を行わないため、行政代執行法の緊急代執行とは異なるものだとわかるように、「特別緊急代執行」と記載した方が誤解を生まないのではないか。

○行政代執行をする際の対策工事のメニューはガイドラインに記載されているのか。

⇒どのような対策工法が想定されるのか今後整理する。

(2) 不法・危険盛土等対処方策ガイドライン（案）

・事務局より「資料3：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（中間案）」について説明。

○ガイドラインは最終的にどのような形態で作成する予定か。

⇒文章の形で体裁に整えたものと概要版を作成することを考えている。

○地方公共団体が作成している違反指導マニュアルは、事業者の抜け道になってしまうため非公表の場合もあるが、本ガイドラインは公表予定であるか。

⇒公表予定である。

○告発にあたり、時効期間を考慮して、警察へ早期相談することをガイドラインに記載した方が良い。

○廃棄物処理法のガイドラインにおいて、違反者が読むことを考慮して、書きぶりを変更したことはあるのか。

⇒違反者が読むことを考慮する必要はあるが、法の規制がどこまで及ぶのか、国民は知る権利がある。本ガイドラインは、裁判例が集積されていない状況下で、規範性を帯びてくる。法の解釈を示すことは限界を示すことでもあるが、堂々と示していく必要がある。ある程度分量が増えたとしても、文章でガイドラインに示したうえで、パワーポイント等でガイドラインの概要を示せばよいと思う。

○本ガイドラインは、地方自治法第245条の4に基づく技術的助言という位置付けであることを説明した方が良い。あくまで国交省の一片の解釈にすぎず、地方公共団体が不十分だと感じたり、違反者に手の内を明かしたくないのであれば、自治体独自のマニュアルを作成すればよい。過度に頼られすぎないような位置付けであることを明確にすべきである。

○地方公共団体は根拠を求める傾向が、年々強くなっている。どんなに分厚くなっても、文章で正確さを追求すべきである。ガイドラインで正確さを追求しつつ、ガイドラインの要素をパワーポイント等で一覧として示す方法も良いと考える。

○地方公共団体としては、正確に根拠づけされた資料があることは有意義である。このパートはどこを読めばいいかわかるような二段階資料があると良い。

○全体構成は、現在のまとめ方でわかりやすい。「第8章 その他」に、「法人解散の取扱い」のほかに何を記載するかは検討が必要である。

○人の言葉を前提に事実認定していると失敗に陥るため、報告徴取や立入検査で得られた客観的証拠を軸に事実認定してきちんと事実を捉えることをガイドラインに記載した方がよい。

○不法盛土では、地方公共団体同士の情報照会で事実を認定することはあるのか。廃棄物処理法の場合、関係自治体に聞くことも報告徴取、立入検査に並ぶ重要な情報収集と啓蒙している。不法盛土にも該当するのであれば記載しても良いと考えられる。

⇒違反行為を繰り返している違反者の情報等は、行政で横断して情報収集することが効率的であると考えている。

(3) 今後のスケジュール

・事務局より「資料5：不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 開催予定」について説明。

3. 閉会

以上